

横浜地方裁判所委員会（第14回）議事概要

1 日時

平成21年5月21日（木）午後3時～午後5時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

「DV事件の処理の現状と課題について」

4 出席者

（委員） 井立雅之，惠崎和則，木口信之，後藤ヨシ子，佐藤克洋，篠原千治，
嶋田充郎，関本利恵子，瀧澤佳雄，竹内正顯，林義亮，藤井清孝，
山岸紀美江，吉戒修一，吉田健司（五十音順，敬称略）

（事務担当者）横浜地方裁判所事務局長，同民事首席書記官，同刑事首席書記
官，同総務課長，同総務課専門官，同総務課庶務第一係長

5 議事

（1） 開会及び所長あいさつ

（2） 新任委員（瀧澤佳雄，吉田健司，井立雅之，嶋田充郎，篠原千治）及び
再任委員（木口信之）の紹介

（3） オブザーバーの紹介

神奈川県立女性相談所配偶者暴力相談支援センター佐藤守専門福祉司，神奈
川県警察本部鈴木雅己警部，同坂上麻里警部補，横浜弁護士会人権擁護委員会
両性の平等に関する部会副会長斉藤秀樹弁護士，横浜地方裁判所浅香幹子判事，
同小沼隆主任書記官がオブザーバーとして参加

（4） 委員長選任及び委員長代理の指名

吉戒修一委員（横浜地方裁判所長）が委員長に選任され，委員長代理に木口
信之委員（横浜地方裁判所判事）が指名された。

(5) テーマに関する説明

ア 横浜地方裁判所浅香幹子判事から「DV防止法に基づき裁判所で行う保護命令の制度」について説明

イ 横浜地方裁判所小沼隆主任書記官から「保護命令手続の実際の流れ」について説明

ウ 神奈川県警察本部鈴木雅己警部から「配偶者暴力事案対応の流れ」について説明

(ア) 配偶者暴力事案の対応状況について

(イ) 配偶者暴力事案対応の流れ

(ウ) 平成20年中における保護命令違反検挙事案の概要

エ 神奈川県立女性相談所配偶者暴力相談支援センター佐藤守専門福祉司から「配偶者暴力相談支援センターの業務」について説明

(ア) DV防止法成立の経緯

(イ) DV防止法の前文，法の柱

(ウ) 支援センターの業務

(エ) 第2次改正法のポイント

(オ) 全国の支援センターの設置数

(カ) 本県のDV被害者支援の特徴

(キ) DV被害者支援の主な課題

オ 横浜弁護士会人権擁護委員会両性の平等に関する部会副会長斉藤秀樹弁護士から「弁護士から見たDV事件」について説明

(ア) DV被害者からの相談への対応(弁護士会としての取り組み)

(イ) DV事件の特色

(ウ) これからの課題

(6) テーマについて (発言 ■委員長 ○委員 □オブザーバー)

■ 本日のテーマについて，裁判所，県警，県，弁護士会から御説明をいた

だいたいが、このテーマについては、実情の把握、理解がこれで十分かということと、そのような実情を前提として現在採られている対処の方策が十分かということの2点が問題となると思われる。もっとも、それらにとらわれないで、どのような観点からでも結構なので、御感想や御意見、御質問があれば、伺いたい。

- 先ほど、県から、市町村でも支援計画の策定を進めているとの話があったが、そうすると、多くの自治体では、まだ支援計画を策定していないということか。

また、内閣府の調査では、民間のDV関係の保護施設やシェルターに勤めている方と自治体の担当者との間には、現状に対する認識に少し開きがあるというような結果が出ていたと思うが、その辺の実情について教えていただきたい。

- 支援計画が努力義務になったのは、平成20年1月11日に改正法が施行された以降であり、市町村は、その前に、男女共同参画の基本計画などは作成していたと思うが、DV被害者支援については、現在、作業を進めている最中である。もっとも、この点については、県の人権男女共同参画課が担当しており、詳細は把握していない。

民間のシェルターと役所との認識の違いとして感じるのは、民間のシェルターでは、シェルターの場所が知られてしまうと、運営を続けることができないという危機的な状況になるが、例えば、DV被害者と密接な関係がある市町村の生活保護の担当者は、転勤があることもあり、民間のシェルターが持っているそのような危機意識を必ずしも十分に理解していないことがある。その対策として、私どもは、事例集、危機管理編というものを作り、市町村に危機管理、安全確保の認識を持つように働きかけをしているところである。

- 私が認識の違いと言ったのは、被害者の一次的保護も大切だが、夫との

関係を絶った後の経済的支援が、民間からは望まれているということである。県のオブザーバーの方からその説明は難しいと思われるので、その点は結構であるが、内閣府の調査を読んだとき、民間のシェルターの方たちが、この問題をより身近に感じていらっしゃるのではないかと思ったので、質問させていただいた。

- DVというものは、家庭の中で起きることなので、他人が計り知れないところがあるが、地域の活動の中でも、そういうことを把握し、支援していかなければならないと思う。この点で、地域活動をされている方から、何かお知りになっていることがあれば、お伺いしたい。
- 申し訳ないが、私の周りにはそのような問題がないので、他の質問をさせていただきたい。

平成20年度の県警への相談件数は約2000件であり、これに対して、横浜地裁管内で保護命令の申立てがされたのは119件であるが、そうすると、その差というのは、どのような対策が採られたのか。

保護命令の手続は、例えば、身体的なダメージを受けた人が医療機関に行き、その医療機関が通報したことにより開始されるわけではなく、被害者本人が裁判所に申立てをしなければ開始されないので、保護命令の手続に行くケースが少なくなっているのではないか。

裁判所のデータと県警のデータとでは、対象としている範囲にも差があると思うが、実際のところ、これらのデータに表れた数字は、氷山の一角なのか、それともこの数字が現実を現していると考えてよいのか、教えていただきたい。

- 相談件数というのは、被害者から警察署や本部のストーカー対策室などに相談が寄せられた件数と、例えば、110番があり、現場に臨場した際にDVを把握した件数である。これに対して、保護命令の申立件数は、被害者が本人の意思で地方裁判所に申し立てた件数である。そうすると、被

害者が、保護命令を申し立てるまでもなく、自分で避難をするということもあるので、相談の件数と保護命令の申立件数が近づくということはないと思う。

□ 弁護士が代理人となり保護命令の申立てをする場合には、被害者の言い分だけでなく、暴力があったことや、今後も暴力を受けるであろうということを裏付ける客観的な証拠がどれだけあるかをチェックしている。弁護士としては、加害者が裁判所で加害事実を否認し、保護命令が発令されなかった場合が一番心配である。そのような場合、加害者は、裁判所から何も問題がないと言われたと錯覚し、次にもっと怖い事態が起きる。そうならないよう、弁護士としては、申立てにあたり、例えば加害者が否認をしても、裁判所が加害事実を認定できる証拠があるかどうかを確認しているので、保護命令の申立ては、被害者が思っている以上にハードルが高くなる。そうすると、相談の件数と保護命令の申立ての件数には、相当差が出ることになる。

■ 弁護士としては、被害者に相談された際に、どのような証拠を集めるよう指導しているのか。

□ 身体的な暴力の場合は、診断書や暴力の跡の写真があるかどうかの基本になると思う。それから、最近は、携帯電話の着信記録やメールなどがある。被害者が避難した直後に、加害者から「今度見つけたらただでおかないぞ。」とか、「お前の私物はみんな燃やしてしまった。」といったメールが入ることがあるが、そのようなものはありますかといった質問をしながら、証拠を収集している。

■ 私も、高等裁判所で、DV事件の即時抗告の審理を担当していたが、やはり、口頭の申告だけでは水掛論になり、認定がなかなか難しい。診断書や写真を準備する余裕がない方もおり、それらの準備が絶対だとは思わないが、やはり、若干ハードルが高い部分はあると思う。

○ 保護命令の申立てをするには、本人が、裁判所へ行く必要があることが、申立てのハードルを高くしている面もあると思う。裁判所へ出向くというのは、見張られている相手方から逃れて行くということなので、何か飛び越えなければいけない部分があると思う。今後、法テラスなどの身近なところで、インターネットを利用して申立てをすることができるようになる可能性はあるのか、伺いたい。

□ 申立てをウェブ上で行うことは、法制度上は、非常に難しいと思う。

たしかに、裁判所へ行くことに不安はあると思うが、少なくとも弁護士と一緒に行けば、その不安は、相当程度除去されると思う。裁判所では、本人に対する事情の聴き取りは、相手方とは別の日に行なっており、また、裁判所が相手方を呼び出すときには、裁判所から申立人に対し、その日は裁判所に近寄らないようにしてくださいといった説明がある。したがって、御指摘されている点についての対策は、運用面でうまくいっているのではないか。

○ 平成20年における警察への相談件数は、全国で2万5000件であり、これに対し、裁判所の保護命令の申立件数は、全国で約3000件であるが、警察へ相談に行ったケースで、裁判所に行く前に、落ち着くべきところに落ち着いたものは、それほど多くないのか。

□ 重大な被害を受けても、保護命令の申立てをせず、相手が全く知らないような遠方に避難してしまう方もいる。警察に相談し、かつ、保護命令を申し立てる方は、自分なりの考えがある方であり、相談を受けた中で、被害が重大な方が、保護命令を申し立てているわけではない。

また、警察への相談では、どうすれば良いのか分からないので身近な警察署へ相談に来たという方が多い。処罰は望まないがどこか良い相談機関はないかとか、離婚を進めるにはどうしたら良いのかといった相談を受けることが非常に多い。したがって、警察への相談件数に比べ、保護命令の

申立てを行う件数は、かなり少ない数になっている。

- 警察へ相談をしたが、保護命令の申立てには至らなかったケースは、良い解決ができたと考えてよいのか。
- 平成16年の法改正で援助の規定ができたが、援助に関しては、子供を連れて夫の知らないところに引っ越す際に、警察に対して、夫が、被害者や子供を捜すために家出人の捜索願を出してきても、これを受理しないでほしいといった申出が多い。また、夫に住所を知られないように住民基本台帳の閲覧制限の申出をする方が非常に多い。この閲覧制限自体は、市区町村の長が行うが、その申出があると、市区町村の長は警察に対し、申出人が配偶者暴力の被害を受けたことを警察に相談をしているかどうかを照会することになっている。

この援助の申出が非常に多いので、相談件数が増加しているということもあると思う。

- DV事件は、女性が被害者の事件が多いと思うが、DVの被害女性が、加害者になって、刑事事件の被告になるというケースもかなりあると思う。数年前に、内縁の夫からDVを受けていた妻が殺人の実行犯になり、一審で死刑判決を受け、二審で減軽されて無期懲役になった例があったと思う。これは、裁判の中で、DVについて理解を深めていただいた中での減軽だと思うが、裁判員制度が本日から導入されることから、一般市民の方にもDVについて理解を深めてもらう必要がある。DVについての理解を深めてもらうために、行政側も様々な取り組みをしているが、一般的な広報だと、個々の方がどこまで理解をいただけるのか分からないところがある。また、弁護士でも、DVについて理解をしている方とそうでない方では、おそらく弁護の仕方も大きく変わってくると思う。裁判員や弁護士には是非、DVについて理解を深めていただきたい。

男女共同参画推進課では、横浜市内の高校生、大学生を対象としたアン

ケート調査や先生方を対象としたヒアリングを実施した。その結果は既に記者発表されているが、若者のDVの被害件数は、大人の被害件数よりもずっと多いという結果が出ている。つまり、恋人間で別々に住んでいても、DVのコントロール下にあるという結果が出ている。恋人間のDVは、DV法の対象にはなっておらず、今後、法改正の動きもあるかもしれないが、若者のDV被害者が、刑事事件の加害者になるというケースもあると思うので、そのような事件についても、DVを理解した上で、判決をしていただきたい。

- DV法は、参議院の女性議員が中心になって作った議員立法であることから、今の御発言のような実情にあることが社会的に大きく取り上げられることになれば、法改正の機運につながるかもしれない。

これまで話題になっているのは、女性がDVの被害者のケースであるが、男性が保護命令の申立人になる場合も少ないながらあるので、その紹介をしていただきたい。

- 横浜地方裁判所本庁では、男性からの保護命令の申立てが、平成19年に1件、平成20年に1件あった。なお、これは、同一人が再度の申立てをした事例なので、申立てを行った者は一人である。

- 本日から裁判員制度が施行されたが、DVに関する刑事事件が起きた場合、裁判官や裁判員が、その実態や本質をきちんと把握しなければならないというのはそのとおりだと思う。刑事部の裁判官の立場から何かあれば、伺いたい。

- 以前、本委員会の委員の方に見ていただいた模擬裁判の中に、女性が被告人となった殺人未遂事件で、被告人の主張によれば、夫から随分暴力を振るわれており、そういった中で、夫を刺してしまったという事件があった。そのような事件の場合、背景にあるDVをきちんと理解して評議する必要があるが、非常に悩ましいのは、DVが背景にあるということが、量

刑の事情として、あるいは事案の評価としてどのような位置を持つのかということである。

あの模擬裁判を御覧になった感想や、評議についての御指摘があれば、むしろ伺いたい。DVに関連する事件はこれからも結構あると思うので、我々としても十分に考えていかなければならないと思う。

- 今のお話にも関連するが、夫からうまく逃れられた方は良いが、経済力がなくそれができないような方もいるのではないか。そういう方が一番危険であり、今、お話の事件も、そういった例に入ってくると思う。

何もできなくて追いつめられている方がいるとすると、その方に対するフォローアップは何かされているのか。

- 暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的隔離と様々なものがあり、内閣府の調査では、3人に一人が暴力被害に遭っているという結果も出ている。私どもの相談の中でも、とにかく話を聞いてもらいたいというものが多く、自宅から離れられないが、話は何度も聞いてもらいたいという方がいる。

神奈川県では、市町村でも相談が受けられる態勢が整っているので、まずは相談をしてもらい、避難や保護命令以外にも、親族の援助や知人の援助などの様々な救済方法があると思うので、相談から、それらの救済につながれば良いと思っている。

- 先ほどお話のあったDVの模擬裁判は、本当に難しかった。女性は、暴力を振るわれてもその後やさしくされると、本当は悪い人ではないと思い、暴力を容認してしまう傾向がある。そして、相手を刺してしまったことについて、すごく自分を責めることになる。女性の3人に一人がDVの被害を受けているとのことであるが、DVとは何かについて、一般的なものがない。どのようなものがDVで、どのようなものが愛の一つの姿なのか。文学的にはサド、マゾというものがある一方で、法律的には裁かれること

がある。では、そのことについて、自分はどうか考えるかということが非常に難しかった。

- 御指摘のとおり難しい問題であるが、裁判員制度が始まると、裁判官だけでなく、様々な社会経験を積んだ方が審理に参加することになる。これが、裁判員制度の一つのメリットだと思う。

今回の問題は、社会的にも広がりのある難しい問題であり、簡単には結論は出ないが、強いてまとめると、裁判所を含めた関連機関がよく連携し、申立人や相手方に配慮したり、制度の広報、周知に努めていかなければいけないと思う。DV事件は、年々、増加しているので、そういう中で、裁判所としても、県や県警などの関係機関と連携して対処してまいりたい。

(7) 次回のテーマ及び開催日時等

ア 次回のテーマ

「裁判員裁判の実施状況」

イ 次回の開催日時

平成21年12月22日（火）午後2時～午後4時30分

ウ 次回の進行等について（発言 ■委員長 ○委員）

- 裁判員制度は、いろんな意味で、欠陥を抱えながらスタートした。先ほど、裁判官がお話されたとおり、裁判官としても、実際に裁判員を経験した方がどのように感じたかということが最も気になるだろうし、そういったものを分析していかなければ、この制度を改善しようがないのではないか。したがって、裁判員経験者との率直な意見交換の場を、どこかに設ける必要がある。裁判所委員会は、裁判所からある程度独立した委員会なので、裁判所が行うより融通がきくと思うので、裁判員経験者との意見交換会のようなことを一度、企画していただければと思う。この点については、日本裁判官ネットワークの浅見裁判官も、今から2年ほど前に書かれた資料の中で、裁判員裁判が実施された場合は、とりあえず、裁判所委員

会で裁判員経験者との意見交換会なども実施してみたらどうかということ
を述べられている。評議の秘密について厳しくいう最高裁の姿勢からは難
しいかもしれないが、工夫しながら制度の欠陥をなくすような形で運用し
ていただければと思う。

- 実際には、裁判員を経験した方の生の声を聞く場面や、あるいは、それら
の方からアンケートを採っていただくといった方法で、本委員会で議論す
る材料を用意していただくようお願いしたい。

- どのようなプレゼンテーションをするかは、裁判所、検察庁、弁護士会
がそれぞれが取り組む話なので、事前にすり合わせをして、今の御提案も
含めて検討したいと思う。

また、次回の委員会では、次々回のテーマを決めることになるが、次回
の委員会の前に、委員の方からの提案があればそれをお聞きした上で、委
員会に諮ってみようと思う。

- 例えば、委員会を開催する二、三ヶ月前に、集まれる方に集まっていた
だいて、次回のテーマに関連すること、例えば、次回これをやりましょ
うとか、このような資料があれば出してくださいとか、そういった掘り下げ
をしなければ、委員会に参加してもやりにくい面がある。したがって、例
えば12月に開催されるのであれば、10月くらいに、都合のついた委員
の方で、議題等に関する話合いをする場を設けていただきたい。

裁判所委員会制度は、司法制度改革の大きな柱の一つであり、司法の運
営に国民の意見を反映させるために発足したものであるが、そうであるが
ゆえに、形式的なものになりがちである。特に、裁判所の所長が委員長を
されているので、最高裁等に気兼ねをしているところもあると思う。また、
地元の人たちの横浜の裁判所を良くしようという声を理解していただく前
に、所長が替わってしまうということもある。民間の方を委員長に添えて、
議題の選定や議題の掘り下げを行ったり、あるいは部会制度を設けて、日

頃から問題を掘り下げるようなことをやっていかないと、せっかく各界から広い学識経験を持っている方が集まっているのに、表面的な意見交換の場で終わってしまう。せっかく貴重な時間を使って各界の方が集まっているのであるから、この委員会をもっと大事にしてもらいたい。

○ 私は2年間委員をさせていただいたが、幸いなことに模擬裁判にほとんど出席させていただき、良い勉強になった。もし可能ならば、今、話があったような任意に勉強できる機会を作っていただければありがたい。

■ 次回のテーマが裁判員裁判の実施状況ということなので、ある程度の期間をおいてデータを集めて、検察庁、弁護士会、裁判所の各担当者がそれを持ち寄り、どのようなプレゼンテーションをするかを検討するという手順になると思う。その上で、もし都合のつかれる委員の方がいらっしゃれば、次回の委員会の前にそれを踏まえた場を持つということも検討してみたい。

以 上